

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第三百十條線下・一部改正)

(構成)

第七十二条 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者(漁業を営む者を除く。)を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知

事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平三〇法九五・旧第三百一一条線下・一部改正)

(準用規定)

第七十三条 第三百七十七條第二項から第六項まで、第三百八十四條、第四百十條から第四百六條まで、第五百七十七條、第五百九條及び第六十條の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第四百四十四條第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第五百九條第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合(水産業協同組合法第十八條第二項の内水面組合をいう。)」の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

(昭二六法九三・昭三六法二三五・昭六〇法三七・平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第三百三十二條線下・一部改正)